

日本ファンドレイジング協会  
会員規程

2009年3月25日制定

2010年6月10日改訂

2012年5月31日改訂

(目的)

第1条 この規定は、日本ファンドレイジング協会の定款第2章「会員」に関する条文の運用及び会員の権利と義務等について、定款第46条に基づいて定める。

(性格)

第2条 会員は、定款に定められた目的、事業内容をよく認識し、活動、事業、財政での支えとなるとともに、定款第3条の目的の実現に努める。

(会員の権利)

第3条 会員は、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

(1) 総会に出席して意見を述べる権利

(2) 各種事業、イベント等に参加し、定款第3条の目的の実現に向けて適正に活動する権利。

(3) 会報等により、会員活動に必要な情報を受ける権利

2 運営会員は、本条1号に加えて、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

(1) 総会において議決に加わる権利

(2) 総会開催請求権

(会員の義務)

第4条 運営会員及び賛同会員は、本会員規定第6条に規定された会費の納入義務を負う。

(会費)

第5条 会費は、入会月より翌年の入会前月までの1年間の会費をいう。

2 定款第5条による会費は、次のとおりとする。

(1) 運営会員の会費は2万4千円とする

(2) 賛同会員個人の会費は、1口1万2千円を1口以上とする・

(3) 賛同会員NPOの会費は、1口1万2千円を3口以上とする。

(4) 賛同会員企業の会費は、1口1万2千円を5口以上とする。

3 納入された会費は、いかなる理由をもってしても返還しないものとする。

(会費の納入)

第6条 会員は、毎年当該年度の会費を入会月に納入しなければならない。

(滞納措置)

第7条 会費の滞納に対しては、次のとおり措置する。

(1) 6ヶ月滞納の時点で、本会員規定第3条第1項第3号に掲げる情報の送付および会員特典を停止する。

(2) 1年滞納の時点で会費が納入されない場合は、定款第8条第2項に基づき退会とみなす。

(変更)

第8条 この規定の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則

1 この規定は、2009年4月1日から施行する。